

## 川崎市優良建築物等整備事業取扱要領

(特別に市長が認めた地区)

第1 川崎市優良建築物等整備事業制度要綱(平成17年1月16日17川ま市整第1192号。以下「要綱」という。)第4条第5号に規定する「特別に市長が認めた地区」とは、川崎都市計画都市再開発の方針で定める整備促進地区又は住宅市街地の開発整備の方針における重点地区のうち、次の各号に該当する、安全性・防災性の面から再開発を行うことが望ましい地区をいう。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一に掲げる耐用年数を経過した建築物の数が過半を占めている地区であること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接していない敷地の数が過半を占めている地区であること。

(補助額)

第2 要綱第9条第1項に規定する「市街地再開発事業等補助要領(昭和62年建設省住街発第47号。以下「国要領」という。)において算出する補助額」とは、国要領第5第3項第一号の表の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額(以下、「国補助対象事業費」という。)のうち、事業主体が施行者に補助する額のことをいう。

ただし、緊急構造計算書偽装問題対策事業制度要綱(平成18年2月6日国住街第249号。以下「偽装対策要綱」という。)第3に該当する分譲マンションの建替えに係る事業(以下「偽装対策事業」という。)にあつては、

偽装対策要綱第6の規定に基づき国要領を読替えるものとする。

(市長が必要と認めた事業等)

第3 要綱第9条第1項に規定する「市長が必要と認めた事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいい、地方公共団体の補助する額は、国補助対象事業費の3分の2を限度とする。

(1) 偽装対策事業

(2) 前号に規定する事業のほか、水害、がけ崩れ、火災その他の防災上の課題があり、緊急に整備する必要がある地区の改善に資する事業

(準じた地区)

第4 要綱別表1の施行区域の欄の「整備促進地区等」の項目に規定する「それに準じた地区」とは、要綱第4条第5号に規定する「特別に市長が認めた地区」のことをいう。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に実施中の川崎市優良建築物等整備事業は、この基準による川崎市優良建築物等整備事業とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この改正要領は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に実施中の川崎市優良建築物等整備事業は、この基準による川崎市優良建築物等整備事業とみなす。